昭和60年3月1日現在



# (基本)</li

○人 □ 629,243人 ○ 加出年金被保障者数 135,972人

○拠出年金被保険者数 135,972人 ○拠出年金受給権者数 30,004人 ○福祉年金受給権者数 10,960人

足立区の

東京都足立区役所 〒120 東京都足立区千住一丁目4番18号



春の近づきを知らせるやわらかい風が吹く休日の午後。

自宅からさほど離れていない喫茶店でいっときを過ごすつもりで ドアーを押し開けソファーに身を沈めた。

一つはなれた席から男女の話し声が聞こえてきた。

女性は22・3歳、男性もさほど年齢は違わない。

「『年金に加入しましょう』というハガキが届いたのよ」と女性が 言う。たぶん会社を退職したのち国民年金の加入手続を忘れている のだろう。更に

「まだ若いんだもの年金なんてね」と言う。

男性は答えるでもなく

#### 「……う、うん」

ただそれだけの会話が私の耳に伝わってきた。

私はそのハガキを差し出した張本人である。

若さはかけがえもなく素晴しい。いつまでも若いままで生きてい られたらとも思う。反面若さは、はかなく過ぎていくから素晴しい とも言える。

若いときからの一つ一つの積み重ねが、自分の将来を大きく左右 する。このことは誰にでも、どんなことにも言えるのではないだろ うか。

# 国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所(882)1111

- ●加 入 手 続………適用係 内線386~388
- ●保険料の納付相談………検認係 内線396~399
- ●保険料の免除申請・口座振替……記録係 内線394~395
- ●年金請求の手続………給付係 内線392~393

# 1人で悩むよりお気軽に



毎月第1水曜日

時間 午前10時~午後3時30分

場 所 区役所国民年金課(2階ホール)

#### 体に良いことしていますか?

白隠さんの頭の健康法

江戸時代に白隠という和尚さんがおりました。

若いとき、今でいうノイローゼと肺結核に苦しみ、いろいろな健康法 を習い、また自分でもあみ出して世に広めました。そのなかに「白隠 のひとりあんま」というのがあります。

参考までにご紹介しますと、

1.手の平をこする。 2.もみ手。 3.指をひつばる。

4.手の平、指の筋をもむ。 5.指を組む。

6.腕を逆にこすり上げる。 7.ほほを逆にこすり上げる。

8.鼻の左右をこする。

このあんまを説明どおりやってみますと面白いことに、ほとんど手か指を刺激することです。 頭の健康法は手と口をよく使うことです。手・口を動かして脳の運動野(だいたい頭の横か ら頂上にかけての部分) を働かせば脳全体の血行がよくなります。他の関連した脳細胞にも刺 激を与えて頭全体の働きを活発にすることになります。

白隠さんも直観的に手への刺激が頭の健康に役立つことをつかんだのだと思います。結局白 隠さんは84歳まで長生きをしました。

おしゃべりも頭の健康には大切です。「人と話すのは苦手だ」などといわず、できるだけ機会 をつくって話すことです。その機会が少ない方は、時々口をいっぱいあけるとか、あるいはも のをよくかんでたべるなど工夫をしてください。



生きている過去の厚生年金期間

私は以前、厚生年金を5年間かけたことが

その後、国民年金を22年間納付しています

が、私の年金はどうなりますか。

#### 65歳から年金を受けました シリーズ No.2

国民年金は、老後の所得保障の中心として重要な役割を果たして 今回は65歳の現在も、お元気に電気温水器修繕関係のお仕事を続

けている高橋さんにお話しを伺いました。 高橋さんは、奥様と高校生のお嬢さん、それに会社勤務の息子さ

んご家族と生活しておられます。 「私はある会社の集金委託の仕事を長年していました。個人営業な

ので、国民年金には発足当時より加入し、保険料を完納しました。 そして100%の支給割合になる65歳から受給しました。」 私たちは老後の生活の安定のため、いずれか一つの年金制度に加

入することになっています。

また高橋さんは、国民年金の支給率が、62歳で72%、61歳で65%、60歳で58%と早く受給す れば、徐々にさがることを知っております。

「今は体も元気なので、毎日営業車を運転して各家庭を巡回しています。仕事を持つことは、 収入を得るだけではなく、老後を健康に楽しく暮らすために大切なことなので、今後も続けた いと思っています。」と、明るく話しておりました。

わが国は、世界で有数な長寿国になりました。お年寄りも、自分のできる程度の仕事を続け たり、趣味をもって長い人生を有意義に過ごすことが大事なことではないでしょうか。 高橋さん、そして多くのお年寄りにとって、年金は老後の生活費の中心となる大切な所得で

年金を受給する方、また保険料を負担する方が、お互いに理解し合える制度にすることが大 切ではないでしょうか。

#### ふと、老後が不安



私は45歳の主婦、夫は厚生年金に加入して いるサラリーマンです。結婚する前、私は5年 間会社に勤めていて厚生年金に加入していま したが、現在は何の年金にも加入していません。 私の年金はどうなるのでしょうか。

国民年金に加入しなくても、厚生年金に加 入していた5年分の年金は受けることができ ます。

それと、将来ご主人が受ける厚生年金の中 に、麦の分として加給年金が含まれています。 しかし、あなたが老後に少しでも多くの年 金を受けるには、国民年金に任意加入し、保 険料を納めることです。

今から加入しますと、60歳まで15年間あり ますので、厚生年金の5年分と合わせて、20 年分の年金が受けられます。

> 昭和60年4月から 保険料は6.740円に なります。

#### 忘れてはいないんですが…保険料



保険料を納めるのがたいへんなのですが…。

保険料の納付方法として、一般には3か月

まとめて納めるのですが「金額がかさむので

納められない」という方のために、1か月納

また、それでも納めることが困難な強制加

入の方には、保険料免除の制度があります。

免除は承認されますと、保険料を納めなくと

も未納にはならず、受給に必要な期間にも計

算することができ、その期間については3分

の1の年金を受けることができます。

付という方法もあります。



国民年金を受給するためには、25年以上納 付することが必要です(昭和5年4月: 以 前に生まれた方は、納付期間短縮の特例があ ります 別表参昭)

あなたの場合は23年納付していますから、 あと2年納付すれば年金を受ける権利は発生 1.ます。

しかし、あなたのような国民年金の強制加 入の方は、60歳まで納付しなければなりません。 そして、年金を受ける時の金額は保険料を

なお、将来納付することができるようにな 納めた月数に応じて計算されますので、25年 った時、10年以内であれば免除された当時の 納めた方と比較すると、受ける年金の額は増 保険料で納めることができます。 額されます。

# 国民年金を途中でやめることができますか



私は今年で50歳になります。 国民年全を23年納付していますが あと何 年納付したらやめていいのでしょうか。

厚生年金期間 (ただし脱退手当金を受け取 って ない)と、国民年金期間を合わせて25 年以上あれば、年金を受けることができます。

あります。

あなたの場合、厚生年金期間5年と国民年 金期間22年を合わせて25年以上になりますの で、60歳になったとき厚生年金から5年分、 65歳になったとき国民年金から22年分の年金 を受けることとなります。

#### (PHINE) A HUMBLE OF A 11 1 DELIGHT AF A A A A A A FIBER SCANFORNIS IN EXT



生 年 月 日	受給資格最低 必要期間	生		年	月	Н			受給資格最佳 必要期間
大9年4月1日前生まれ	10年~14年	大14年4	月	2 日 -	大15年	4 /	1	H	20
大9年4月2日~大10年4月1日	15	大15年4	月	2 日~	昭2年	4 /	1	H	21
大10年4月2日~大11年4月1日	16	昭2年4	月	2 日~	昭3年	4 /	1	В	22
大11年4月2日~大12年4月1日	17	昭3年4	月	2 日~	昭4年	4 /	1	H	23
大12年4月2日~大13年4月1日	18	昭4年4	月	2 日~	昭5年	4 /	1	H	24
大13年4月2日~大14年4月1日	19								

#### まだまだ若い60歳

千住宮元町に住む



私は大正14年5月10日生まれで、まもなく 60歳になります。

国民年金には発足当時より加入し、保険料 を完納していますが、老齢年金はいつから、 どのくらい受給できるのでしょうか。

あなたは、24年1か月の保険料を納付され ており、納付期間短縮の特例 (別表参照) に よる20年以上の最低必要期間を満たしていま すので、老齢年金が受給できます。

年金を受給できる年齢は、原則として65歳 ですが、60歳以上、65歳未満の間で支給の繰 上げを希望した場合、年齢に応じて減額され た年金額が支給されます。減額率は、一生を 通じてかわりません。

# 老齢(通算)年金は繰上げ受給ができます。

65歳請求	563,60	00円	100%
64歳請求	501,600円	89%	繰上げ
63歳請求	450,900円 809	%	繰
62歳請求	405,800円 72%		
61歳請求	366,300円 65%		
60歲請求	326,900円 58%		

#### どうして、今、年金法の改正



年金法の改正があると聞いていますが、ど のようになるのですか。

いま、いろいろ国会で審議されています。 まだ決まったわけではありませんが、基本 的な考え方は、本格的な高齢化社会になった 時、基礎年金制度を導入することにより、年 金制度基盤の強化、制度間格差の是正、給付 と負担のバランスを図るなど、安定した年金 制度にしようとするものです。

なお、急激な変化がないよう、長期の経過 期間をもうけていますので、すでに年金を受 給している方や、間もなく受給しようとする 方については、現行のままで運営されます。 ※なお、年金改正法が成立したときは、あら ためてお知らせいたします。



# BBBBBBB

# 年金額が改定されました

# 拠 出 年 金 昭和59年5月から

#### 老齡年金

年金額=(納付月数+免除月数×%)×1,680×1.144(物価スライド率)昭和5年4月1日以前に生まれた人は、

650円×(300月-被保険者期間)× $\frac{納付月数+免除月数×½}{$ 被保険者期間

#### 10年年金

年額 364,500円 月額 30,375円

5 年年金

年額 310,300円 月額 25,858円

障害年金

1級 年額 717,300円 月額 59,775円 2級 年額 573,800円 月額 47,816円

母子年金

子 I 人 年額 753,800円 月額 62,816円 子 2 人 年額 813,800円 月額 67,816円

裏婦年命・遺児年命・準母子年命も増額改定されました。



#### 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方 年額 307,200円(月25,600円) 所 得 制 限 に よ る 一 部 停 止 年額 282,000円(月23,500円)

#### 障害福祉年金

20歳前から障害の状態にある方等

1級 460,800円(月38,400円) 2級 307,200円(月25,600円)

福祉年金は全額国庫負担により支払われるため、所得制限と公的年金受給による制限があります。

#### 次の1、2に該当する場合は支給が停止されます。

#### 1. 所得制限限度額

(単位、円)

扶養親族の数		0人	1人	2人	3 人	4 人	以上、I人 ふえるごと の加算額	
本人所得	老齢福祉		1,258,000	1,618,000	1,918,000	2,218,000	2,518,000	300,000
	障器	<b>宇福祉</b>	1,912,000	2,212,000	2,512,000	2,812,000	3,112,000	300,000
配偶者・	老齢	一部停止	3,329,000	3,578,000	3,791,000	4,004,000	4,217,000	213,000
扶養義務 者の所得	福祉	全部停止	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000
	得 障害	· 害福祉	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000

#### 2. 本人が公的年金を受けているとき

一般の公的年金を受 けているとき 老齢(退職)年金・普通恩給・ 遺族年金・普通扶助料など 515,000円までは支 給されます

戦争による公的年金 を受けているとき 公務扶助料・増加恩給・障害 年金・遺族年金など 旧軍人・軍属の階級 が大尉までは支給さ れます

# 被保険者住宅資金融資のご案内



年

金豆



年金積立金の還元融資制度で、被保険者個人の住宅資金の 貸付を行うものです。

国民年金の加入者がマイホームを新築、購入したりするの に必要な資金が低利で長期間借りられます。

#### **条** 件

- ○住宅金融公庫とあわせて利用する。
- ○国民年金、厚生年金、船員保険の加入があわせて3年以上ある。
- ○最近の2年間に保険料の未納がない。
- ○収入月額が毎月返済する元利金の5倍以上ある。

#### 融資金額

	加入期間	3~4年	5~14年	15年以上
融資	木造·簡易耐火中古住宅	100万	150万	200万
融資限度額	上記以外の住宅	130万	220万	300万

### 融資申し込み受付期間

4月、7月、10月、1月頃を予定しています。 なお、受付期間中であっても、融資申込額が貸付予定額を超え たときは、受付けを締め切ることがあります。

## 詳しくは年金福祉事業団へ

千代田区霞が関I-4-I

日土地ビル (502) 2481代



# 厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所 在 地 〒120 足立区綾瀬 2 丁目17番 9 号 電話 (604) 0111 社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁 とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じて います。

#### 相談内容

○45歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額 ○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日はII:30まで) 相談は、二本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいてください。

しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、 本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



### 保険料積立金の還元融資

国民年金保険料は、年金支払いのための財源として積立てられるほか、地方公共団体に 長期低利で融資され、児童館、老人館、プールなどの福祉施設建設に役立てられています。

#### 昭和59年度に融資をうけた施設

南花畑老人館 南花畑児童館

保塚老人館 保塚児童館



#### 国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のたのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各 種のレクリエーションなどのいろいろな行事を行います。

●くわしくは――――ことぶき友の会事務局へ

千代田区丸の内3-8-| 電話 (211) | 905